

種別	番号	題 名	主 管 課
規則	45	姫路市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	人事課
告示	483	姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）の公示送達について	国民健康保険課
公告	537	開発行為に関する工事の完了について	まちづくり指導課

姫路市規則第 45 号

令和 7 年 9 月 25 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を
公布する。

姫路市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を
改正する規則

姫路市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年姫路市規則第
22 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (17) 会計年度任用職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しない
ことがやむを得ないと認められる場合（次項第 2 号から第 4 号までに掲げる場合
を除く。） 医師の証明等に基づき、1 年度において任命権者等が必要と認める
期間。ただし、当該期間は、1 週間の勤務日の日数が一定である会計年度任用職
員にあつては別表第 5 の 1 週間の勤務日の日数の項の区分に応じ、週以外の期間
によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあつては同表の 1 年間の勤
務日の日数の項の区分に応じ、それぞれ同表の日数の項に定める日数の範囲内と
する。

第 13 条第 2 項第 1 号ただし書中「30 日」の次に「（前項第 17 号に該当するこ
とにより同項の休暇を与えられた者にあつては、30 日から当該休暇の日数を除して
得た日数）」を加える。

別表第 4 の次に次の 1 表を加える。

別表第 5（第 13 条関係）

1 週間の勤務日の日数	5 日以上	4 日	3 日	2 日	1 日
-------------	-------	-----	-----	-----	-----

1年間の勤務日の日数	217日 以上	169日 から21 6日まで	121日 から16 8日まで	73日か ら120 日まで	48日か ら72日 まで
日数	10日	7日	5日	3日	1日

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第13条第1項第17号及び第2項第1号ただし書並びに別表第5の規定は、同条第1項第17号及び第2項第1号の規定により必要と認める期間の始期がこの規則の施行の日（以下この項及び附則第4項において「施行日」という。）以後である場合について適用し、この規則による改正前の第13条第2項第1号の規定により必要と認める期間の始期が施行日前である場合については、なお従前の例による。
- 3 令和7年度におけるこの規則による改正後の第13条第1項第17号ただし書の規定の適用については、同号ただし書中「定める日数」とあるのは、「定める日数（姫路市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（令和7年姫路市規則第45号）による改正前の第13条第2項第1号に該当することにより同項の休暇を与えられた者にあつては、同表の日数の項に定める日数又は30日から当該休暇の日数を除して得た日数のいずれか少ない日数）」と読み替えるものとする。

(準備行為)

- 4 この規則による改正後の第13条第1項第17号及び第2項第1号の規定による特別休暇の手続は、施行日前においても行うことができる。

姫路市告示第 483号

令和 7年 9月25日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）の公示送達について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用される地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記書類を保管しているため、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

姫路市飾磨区今在家四丁目36番地

ルームK302号

松岡 瑞穂

2 送達すべき書類

姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）

姫路市公告第 537号

令和 7年 9月25日

姫路市長 清 元 秀 泰

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

記

- 1 許可年月日及び許可番号
令和7年2月28日
姫路市指令土 第1－79号（24）
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
姫路市苫編南二丁目37番、38番及び39番
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
姫路市北条梅原町117番地
株式会社プラットホーム
代表取締役 山本 佳男